



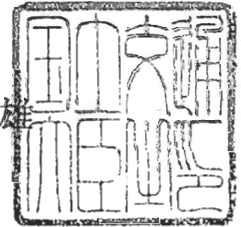
写

国官運安第18号
平成18年6月22日

運輸審議会

会長 小野 孝 殿

国土交通大臣 北側 一雄



鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定に関する諮問について

標記について、別紙案の通り定めることについて、鉄道事業法第六十四条の二第五号、軌道法第二十七条ノ二第八号、道路運送法第八十八条の二第七号、貨物自動車運送事業法第六十七条、海上運送法第四十五条の三第五号、内航海運業法第二十六条の二第二項及び航空法第百三十六條第四号に基づき貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

鉄道事業法第五十六条の二（軌道法第二十六条において準用する場合を含む。）、道路運送法第九十四条の二、貨物自動車運送事業法第六十条の二、海上運送法第二十五条の二、内航海運業法第二十六条の二第一項及び航空法第百三十四条の二の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針（案）

1. 実施に係る基本的な考え方

- (1) 今般、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」により、運輸事業者において、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を求めるとともに、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の適切な構築を図るため、運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられることとなった。

本方針は、この安全管理規程の記載事項のうち、その基本となる「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために行う報告徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）の実施に係る基本的な方針である。

- (2) 法施行後、当面は、新たに導入される安全管理規程に係る制度の周知、啓発等に努め、報告徴収等の実施に当たっても、運輸事業者の経営管理部門を対象として、安全管理規程に関する基本的な理解及び実際の実施状況の確認、安全管理規程の更なる改善等に向けた助言を中心に実施する。

2. 実施方針

(1) 報告徴収等における重点確認事項

法施行後、当面は、安全管理規程のうち「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」となる「基本的な方針に関する事項」「関係法令等の遵守に関する事項」及び「取組に関する事項」（以下「安全方針等」という。）に関し、以下の点について重点的に確認を行い、必要に応じ、安全方針等に関し、更なる改善等に向けた助言を行う。

- ① 自ら作成した安全方針等に従った安全管理体制の運用がなされているか。
- ② 経営の責任者を含む経営管理部門における安全方針等に関する理解及び関与の度合いは十分か。
- ③ 過去に行政処分又は行政指導を受けている運輸事業者について当該行政処分等を踏まえた安全方針等の作成及び実施は行われているか。

(2) 報告徴収等の実施の方法について

- ① 関係法令及び本方針に基づき報告徴収等を行う。
- ② 実施に当たっては、保安監査実施部局と連携するとともに、大臣官房運輸安全監理官において、予め、本方針に沿った実施指針を作成し、これに基づいて実施する。
- ③ 経営の責任者、安全統括管理者等の経営幹部への面談調査を中心に実施する。
- ④ 保安監査実施部局との相互の情報交換等による保安監査との連携を通じ、当該運輸事業者の安全への取組について、総合的な把握及び分析に努める。

(3) 報告徴収等の実施方法等の見直し及び改善について

- ① 報告徴収等に関する内部監査、報告徴収等実施事業者に対するアンケート調査等に基づき、その実施方法等について、継続的な見直し及び改善を行う。
- ② 運輸審議会に上記①の実施方法に係る見直し及び改善の状況を報告する。
- ③ 上記①②を踏まえ、報告徴収等を実施する運輸安全調査官の資質向上に努める。

(4) 報告徴収等の結果の取り扱いについて

- ① 報告徴収等の所見については、当該運輸事業者に対して説明を行い、必要に応じ、適切な措置を講じる。
- ② 報告徴収等の結果の公表については、運輸事業者の安全に関する意識向上を促すものである一方で、その結果に事業者の経営に関する機密も含まれること等を勘案しつつ、報告徴収等の結果の概要を取りまとめ、運輸審議会に定期的に報告し、また、ホームページ等で公表する。

(5) 報告徴収等の実施計画

上記(1)から(4)に従い、鉄道分野、航空分野、自動車分野及び海運分野の合計で、年間90から120事業者程度を目安として、計画的に実施する。

なお、当面、特に、大規模な事故が発生し、また、トラブルが多発しており、かつ、一度事故等が発生した場合、利用者への影響が甚大な大量高速輸送機関である鉄道分野及び航空分野について重点的に行う。

3. その他

- (1) 本方針は、平成18年10月1日より適用する。
- (2) 本方針は、国土交通大臣が行う報告徴収等について適用する。
- (3) 再発防止等の観点から緊急に対応が必要と認められる事態が発生した場合においては、適時適切に報告徴収等を実施する。

安全管理規程に係る参照条文

○ 鉄道事業法

(安全管理規程等)

第十八条の三 鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項（第三種鉄道事業者にあつては、第五号に係るものを除く。）に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（鉄道事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、鉄道事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

五 (略)

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該鉄道事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4～7 (略)

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第五十六条の二 国土交通大臣は、第五十五条第一項の規定による報告の徴収又は前条第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程（第十八条の三第二項第一号（第三十八条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

○ 軌道法

第二十六条 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十八条の二、第十八条の三、第十九条の三乃至第二十一条、第二十三条第一項第三号、第五号及第六号並第二項、第二十五条第三項、第二十六条第二項但書及第四項、第二十七条第一項、第二項及第四項、第二十九条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項及第二項並第五十六条の二ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ同法第二十一条中鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）トアルハ明治四十二年法律第二十八号ト同法第二十五条第三項中第一項トアルハ軌道法第十六条第一項ト業務トアルハ事業又は運転トが前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたトアルハに関し公益上必要があるト同法第五十五条第二項並第五十六条第一項及第二項中国土交通大臣トアルハ国土交通大臣又は都道府県知事ト同法第五十六条の二中第五十五条第一項トアルハ軌道法第十三条トス

○ 道路運送法

(安全管理規程等)

第二十二條の二 一般旅客自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（一般旅客自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4～7 （略）

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第九十四條の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第三項の規定による立入検査のうち安全管理規程（第二十二條の二第二項第一号（第四十三條第五項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

○ 貨物自動車運送事業法

(安全管理規程等)

第十六条 一般貨物自動車運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般貨物自動車運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（一般貨物自動車運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般貨物自動車運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4～7 (略)

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第六十条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は同条第四項の規定による立入検査のうち安全管理規程（第十六条第二項第一号（第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

○ 海上運送法

(安全管理規程等)

第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

五 (略)

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4～7 (略)

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十五条の二 国土交通大臣は、第二十四条第一項の規定による報告の徴収又は前条第一項の規定による立入検査のうち安全管理規程（第十条の三第二項第一号（第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十三条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

○ 内航海運業法

(安全管理規程等)

第九条 内航海運業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために内航海運業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（内航海運業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、内航海運業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

五 (略)

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該内航海運業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4～7 (略)

(安全管理規程に係る報告の徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第二十六条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査のうち安全管理規程（第九条第二項第一号（次条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

2 (略)

○ 航空法

(安全管理規程等)

第百三条の二 本邦航空運送事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために本邦航空運送事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（本邦航空運送事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、航空運送事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

4～7 （略）

(安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針)

第百三十四条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定による報告徴収又は同条第二項の規定による立入検査のうち安全管理規程（第百三条の二第二項第一号に係る部分に限る。）に係るものを適正に実施するための基本的な方針を定めるものとする。

安全管理規程に係るガイドライン (要旨)

平成18年4月28日

運輸安全マネジメント態勢構築に係る

ガイドライン等検討会

安全管理規程に係るガイドラインの位置付け

- (1) 本ガイドラインは、安全マネジメント態勢の構築に際し、各事業法の規定に基づき事業者が作成する安全管理規程に記載する項目と、その考え方を示すものである。
- (2) 本ガイドラインを基に、各交通モードの担当局において、各項目における具体的な取組の深度等、各交通モードの業態に応じた具体的な検討を進め、各事業法の関係省令、通達等の制定を行うこととなる。

安全マネジメント態勢の構築の意義と目的

事業者における輸送の安全の確保の取り組みを活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップによる明確な安全方針の設定をはじめとしたコミュニケーションの実現、法令遵守及び安全最優先意識の徹底、内部監査の実施、「事故の芽」情報の明確化等と効果的な対応の実現、安全マネジメント態勢の見直し等の、PDCA サイクル(輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善のサイクル (Plan Do Check Act)) を明示し、これをベースとした安全マネジメント態勢の構築が必要である。

また、安全マネジメント態勢を構築する際には、事業者が安全マネジメント態勢のコンセプトを理解し信頼すること、安全マネジメント態勢に係る要員に適切な教育・訓練を行うこと、過剰な文書・記録作成を排除すること、事業者の事業形態及び事業規模に相応しい取り組みを行えるような態勢とすることが必要である。

このように、安全マネジメント態勢に組み込まれるPDCAサイクルが適切に機能することによるスパイラルアップの結果として、事業者内部に安全風土、安全文化が構築され定着し、関係法令等の遵守と安全最優先の原則の徹底がされていくものである。

安全管理規程の記載事項等

	項目	内容
経営トップのリーダーシップ	(1) 経営トップのコミットメント	<p>輸送の安全の確保のため、経営トップは次に掲げる事項につき、コミットメントする。</p> <p>① 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。</p> <p>② 安全方針を設定する。</p> <p>③ 安全重点施策を策定することを確実にする。</p> <p>④ 重大な事故等への対応を実施することを確実にする。</p> <p>⑤ 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するとともに、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等が使用できることを確実にする。</p> <p>⑥ 安全マネジメント態勢の見直しをする。</p>
	(2) 経営トップの責務	経営トップは、この表の項目に掲げる内容が実施されることを確実にする。
方針	(3) 安全方針	<p>1) 安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を示す安全方針を設定し、事業者内部へ周知する。</p> <p>2) 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し、実施する。</p>
	(4) 安全統括管理者	<p>1) 関係法令に従い、安全統括管理者を選任する。</p> <p>2) 安全統括管理者には、安全マネジメント態勢の確立、実施及び維持の観点から、次に掲げる責任・権限を与える。</p> <p>① 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持する。</p> <p>② 経営トップへ安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無について報告する。</p> <p>③ 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。</p>
実行	(5) 要員の責任・権限	安全マネジメント態勢を適切に確立し、実施し、維持するために必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部へ周知する。
	(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保	<p>1) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。</p> <p>2) 輸送の安全に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。</p> <p>① 経営管理部門(経営トップを含む。)と現業実施部門との双方向コミュニケーションを確保する。</p> <p>② 輸送の安全に関する情報を事業者内部で共有する。</p> <p>3) 関係法令等に従い、輸送の安全に関する取組みに関する情報等を外部に対し公表する。</p>
	(7) 事故等に関する情報の報告等	輸送の安全の確保のため、事故等に関する情報(不具合情報、リスク情報等を含む。)を明確にし、それらを経営トップまで適時適切に報告し、適切な措置を講じる。
	(8) 重大な事故等への対応	重大な事故等に備え、必要に応じて(5)で定めた責任・権限を超越して、適切かつ柔軟に必要な措置が講じることができるように、その責任者を定め、責任・権限を明らかにし、事業者内部へ周知する。
	(9) 関係法令等の遵守の確保	関係法令等(輸送に従事する要員、輸送施設、事故対応等に関するものを含む。)の規定を遵守する。
	(10) 安全マネジメント態勢を維持するために必要な教育・訓練等	安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために必要な教育・訓練を実施し、また、必要な情報等を確保する。
	(11) 内部監査	安全マネジメント態勢が、適切に確立され、実施され、維持され、機能していることを確認するため、適切な間隔で、内部監査を実施する。
点検	(12) 見直しと継続的改善	<p>1) 見直し(経営トップが関与する安全管理業務のレビュー)</p> <p>① 安全マネジメント態勢の機能全般に関し、適切な間隔で、見直しをする。</p> <p>② 見直しの際には、安全マネジメント態勢の実施状況を確認し、安全マネジメント態勢の改善の必要性と実施時期について評価を行う。</p> <p>2) 継続的改善</p> <p>① 安全マネジメント態勢が適切に機能するように継続的に改善措置を行う。</p> <p>② 継続的改善を行う際には、これまでに述べた措置((3)～(12))の結果等から明らかになった課題等について、必要な是正措置及び予防措置を講じる。</p>
改善		
文書管理	(13) 文書の作成及び管理	<p>次に掲げる文書を作成し、適切に管理する。この場合において、既存の文書をできる限り活用するとともに、過剰に文書を作成等しないよう留意する。</p> <p>① 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、基本となる必要な手順を規定した文書(※1参照)</p> <p>② 関係法令等により作成を義務付けられている文書</p> <p>③ その他安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、事業者が必要と判断した文書</p>
	(14) 記録の作成及び維持	<p>次に掲げる記録を作成し、適切に維持する。この場合において、既存の記録をできる限り活用するとともに、過剰に記録を作成等しないよう留意する。</p> <p>① 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、基本となる記録(※2参照)</p> <p>② 関係法令等により作成を義務付けられている記録</p> <p>③ その他安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、事業者が必要と判断した記録</p>

(注1) ガイドラインの適用範囲

- ①ガイドラインは、事業者の経営管理部門が行う当該事業の輸送の安全を確保するための管理業務に適用する。
- ②ガイドラインの適用にあたって、事業者は、次に掲げる事項を明らかにすること。
 - (ア) 経営管理部門の範囲
 - (イ) 経営管理部門が行う当該事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施対象となる範囲（必要に応じ、外部委託先を含む。）

(注2) 用語の定義

- ①安全マネジメント態勢：経営管理部門により、事業者内部で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
- ②経営トップ：事業者において、最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
- ③コミットメント：意思決定の過程において、リーダーシップを発揮して主体的に関与すること、及びその状態
- ④現業実施部門：輸送の安全に係る運行、運航、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門
- ⑤経営管理部門：現業実施部門を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップを含む。）
- ⑥安全方針：経営トップのコミットメントを通じて設定された、輸送の安全を確保するための事業者の全体的な意図及び方向性
- ⑦安全重点施策：安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
- ⑧安全統括管理者：安全関係法令により選任することとされている、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
- ⑨確実にする：実現できる状況又は実現できる仕組みを作り、実施できるようにする行為（具体的な指示をすることを含む。）
- ⑩見直し：安全マネジメント態勢が適切に機能していることを判定するために行う行為
- ⑪継続的改善：「見直し」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全マネジメント態勢の課題等についてどのように措置するかを決め、是正措置又は予防措置を行う行為
- ⑫関係法令等：当該事業に係る輸送の安全に関する法令（関係法令）及び事業者ルール（関係法令に沿って事業者が必要と判断し自ら定めた社内ルール）

(※1) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、基本となる必要な手順を規定した文書は、次に掲げるとおり。

- ①文書管理手順：文書の承認、発行、改訂等を定めた文書
- ②記録管理手順：記録の分類、保管、廃棄等を定めた文書
- ③事故等情報報告手順：事故等の報告の手順を定めた文書（1.（7）関係）
- ④重大事故等対応手順：重大な事故等の対応の手順を定めた文書（1.（8）関係）
- ⑤内部監査手順：内部監査の手順を定めた文書（1.（11）関係）
- ⑥是正及び予防に関する手順：是正措置及び予防措置を決定するための手順を定めた文書（1.（12）2）②関係）

(※2) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、基本となる記録は、次に掲げるとおり。

- ①安全統括管理者から経営トップへの報告内容に関する記録（1.（4）2）②関係）
- ②事故等に関する情報の報告内容に関する記録（1.（7）関係）
- ③安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために必要な教育・訓練に関する記録（1.（10）関係）
- ④内部監査の実施に関する記録（1.（11）関係）
- ⑤見直しに関する記録（1.（12）1）関係）
- ⑥是正措置及び予防措置に関する記録（1.（12）2）②関係）

安全マネジメント態勢の構築に向けての考え方

本委員会においては、各委員の忌憚ない意見と協力により、4回にわたって検討を行い、今般、事業者において安全マネジメント態勢を構築するための安全管理規程に係る本ガイドラインをとりまとめることができた。

とりまとめに当たっては、事業者が安全マネジメント態勢を構築するにあたり、その円滑な導入を図り、かつ、その効果を実効性あるものとするため、次に掲げる考え方に基づき作成したものである。

- ①事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。
- ②文書化、記録化の新たな義務付けは必要最小限とする。事業者が現有している文書等を可能な限り活用できるものとする。
- ③事業者が、その事業形態、事業規模等に相応しい取組ができるようなものとする。

今後、国土交通省において、改正事業法の施行に向け、本ガイドラインをベースとして、各交通モードの業態に応じた具体的な省令立案・通達作成、そして法の施行・運用を行っていくことになるが、上記取りまとめに当たっての考え方を踏まえて行うことが必要である。

また、本ガイドラインは、全輸送モード共通となる事項を定めたものであることから、今後の具体的な省令立案・通達作成等の検討に当たっては、本ガイドラインの性格及び以下の点に留意し、各輸送モード毎にその検討を進めていくことが適当である。

(1) 鉄道分野

- ・運転管理をはじめ、安全管理規程の他の部分との整合性
- ・安全統括管理者と運転管理者及び乗務員の指導を管理する者との関係 等

(2) 自動車分野

- ・安全管理規程の作成義務付け対象事業者以外の事業者に対するマネジメント態勢の構築のあり方 等

(3) 海運分野

- ・国際条約に基づくISMコードの適用との整合性
- ・小規模事業者の安全マネジメント態勢の構築のあり方 等

(4) 航空分野

- ・現在、ICAOにおいて導入に向けた検討が進んでいるSMSの適用との整合性
- ・既存の運航規程、整備規程との関係の整理 等

運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会

委員名簿

(民間有識者)

座長	杉山 武彦	国立大学法人一橋大学長
委員	石井 健児	(社) 全日本トラック協会理事長
〃	伊東 弘之	(社) 全国乗用自動車連合会理事長
〃	大前 傑	全日本空輸(株) 代表取締役副社長
〃	鍛地 楯生	(財) 日本海事協会常務理事
〃	十亀 洋	(財) 航空輸送技術研究センター常務理事
〃	高 巖	麗澤大学国際経済学部教授 兼企業倫理研究センター長
〃	高松勝三郎	(社) 日本旅客船協会 海務部会安全対策検討委員会委員長
〃	中條 武志	中央大学理工学部教授
〃	中西 基員	日本内航海運組合総連合会理事長
〃	西村 泰彦	(社) 日本バス協会理事長
〃	野杵 秀典	(社) 日本民営鉄道協会技術委員会副委員長
〃	橋口 誠之	東日本旅客鉄道(株) 代表取締役副社長(鉄道事業本部長)
〃	松本 武徳	(株) 日本航空顧問 (前(株) 日本航空常務取締役)

(国土交通省)

委員	杉山 篤史	政策統括官
〃	三谷 泰久	総合政策局技術安全課長
〃	北野 忠美	総合政策局総務課交通安全対策室長 (前 総合政策局参事官(交通安全担当))
〃	河合 篤	鉄道局安全監理官 (前 鉄道局技術企画課安全対策室長)
〃	田端 浩	自動車交通局旅客課長
〃	奈良平博史	自動車交通局貨物課長
〃	岡田 光彦	海事局国内旅客課長
〃	長谷川伸一	海事局国内貨物課長
〃	澤山 健一	海事局検査測度課長
〃	宮下 徹	航空局技術部運航課長
〃	大島啓太郎	大臣官房運輸安全監理官 (前 政策統括官付政策調整官)